

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定  
(河北交通圏)に係る審議(第1回)

1. 日 時

平成30年7月19日(木) 10時30分～11時05分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

河野康子、根本敏則、和田貴志

<国土交通省>

自動車局:角谷旅客課長補佐、齋藤タクシー事業活性化調整官ほか

事案処理職員:運輸審議会審議室 石崎、北村

4. 議事概要

- 自動車局が一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(河北交通圏)の概要等について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ①指定基準の適合状況に関して、赤字車両数シェアについて、平成28年度は、全国的には、原油価格の低下もあって、下がっている地域が多いと認識しているが、河北交通圏においては、上昇している特別な理由はあるのか。
  - ②平成30年6月に発生した大阪北部地震の影響は受けているのか。
  - ③妊婦タクシー・子育てタクシーの運賃はどういう取り方なのか。赤字になるような事業ではないのか。
  - ④河北交通圏では、アプリによる配車やスマホによる決済はどれくらい進んでいるのか。

等についての意見・質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ① 車両数シェアで2割を超す大手2社が、収入減などで、赤字になったことが要因としてあげられる。
- ② 審議対象となる適合状況の数値には、含まれていないが、実際の影響はあると思われる。
- ③ 通常の運賃体系である。この取組が一般の利用者にも知られ、需要喚起につながるものと認識している。
- ④ 全国ハイヤー・タクシー協会で、アプリによる配車やスマホによる決済を進めており、徐々に全国的に広がっているものと認識しているが、事業者の体力との関係もあり、個々の事業者による。

等の回答を得た。

- (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。